

社会福祉法人若美さくら会

指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム和幸苑

施設介護サービス利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人若美さくら会
理事長 大淵 金広（以下「事業者」という。）は、_____（以下「利
用者」という。）が特別養護老人ホーム和幸苑（以下「施設」という。）における居室及び共用
施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービスを受け、契約
者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約を（以下「本契約」という。）
を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な
限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者
に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用されるとともに、重
要事項説明書において同意を得たサービス、及び第5条及び第6条に定める介護福祉施
設サービスを提供します。

2 利用者は、第20条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、
サービスを利用できるものとします。

（契約の有効期間）

第2条 本契約の契約期間は契約締結の日から介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有
効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了
日とします。

2 契約期間満了の2日前までに、利用者又は契約者及び身元引受人から書面による契約終了
の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とし
ます。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護
認定有効期間の満了日とします。

ただし、有効期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定
有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期
間の満了日とします。

(施設サービス計画の作成・変更)

第3条 事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者に対して説明し、同意を得たうえで作成します。

3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更があると認められた場合には、契約者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(サービス提供の記録)

第4条 事業者はサービス提供した際には、あらかじめ定めた「施設サービス提供記録書」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

2 事業者は、一定期間ごとに、前項の施設サービス提供記録書等の書面その他の書面に、目標達成の状況等を記載して利用者に説明の上その写しを交付します。

3 事業者は、施設サービス提供記録等の書面を作成後、5年間これを保存し利用者の求めに応じて閲覧に供し又は実費負担によりその写しを交付します。

(介護保険給付対象サービス)

第5条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排泄、食事、洗濯等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第6条 事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 食事の提供
- 二 居住の提供
- 三 特別な食事の提供
- 四 利用者に対する理美容サービス
- 五 別の定めに従って行う利用者の貴重品管理
- 六 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 七 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等

2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者等が負担するものとします。

3 第1項の費用の額は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に記載した通りです。

4 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(利用者等への説明)

第7条 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の説明を利用者に対しても行うように努めるものとします。

2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

(運営規定の遵守)

第8条 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に附属するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明するものとします。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができません。

第2章 料 金

(サービス利用料金の支払について)

第9条 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、契約者は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだに要介護認定を受けていない場合には、契約者はサービス利用料金を一旦支払うものとします（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

2 第6条に定めるサービスについて契約者は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

3 前項の他、契約者は保険適用外に係る食費、居住費と利用者の生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

4 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までに請求しますので、契約者は20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

第10条 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条第3項に定める食費、居住費、その他の諸費用について、事業者は当該サービスの利用料金を利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に記載された額に変更することとします。

- 2 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の利用料金（増額又は減額）変更があった場合は、契約者に事前に文書により説明、同意を得ます。
- 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

（事業者及びサービス従事者の義務）

- 第11条** 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
 - 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
 - 6 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するものとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度に変更された場合には、速やかに契約者に通知することとします。
 - 7 事業者は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

（守秘義務等）

- 第12条** 事業者は、サービス従事者又は従業員は、指定介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は、第23条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関

する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて同意を得るものとします。

- 4 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス施設との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合、又介護支援専門員、介護サービス施設との連絡調整のために必要な場合に情報の使用を了承するものとします。

(身体拘束の禁止)

- 第13条** 事業者はサービス提供にあたり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、その限りではありません。身体拘束等の行為を行わなければならない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分説明し、同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

第4章 利用者、契約者及び身元引受人の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 第14条** 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 契約者は、利用者が施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

- 第15条** 利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることはできません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動
- 三 その他決められた以外の物品の持ち込み、飲酒

(身元引受人)

- 第16条** 契約者は、この契約に定める責務を履行するため秋田県内又はその周辺（近県を含む）に在住する者で、身元引受人1名を定めるものとします。
- 2 前項の身元引受人は、この契約に基づく一切の債務について、利用者と連携して又は

利用者に代わって履行の責を負うものとします。

- 3 前項の身元引受人の負担は、極度額 円を限度とします。
- 4 契約者は、身元引受人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者へ通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。
- 5 事業者は、契約者において前条に規定する身元引受人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められるときは、身元引受人を立てないことができるものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第17条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者又は利用者に過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第18条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったところに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第19条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第9条第5項の規定を準用します。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由)

第20条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
ただし、利用者が平成12年3月31日前から施設に入所している場合、本号は、平成17年3月31日までに適用されません。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第21条から第23条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの中途解約等)

第21条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、第8条第3項の場合及び利用者が3ヶ月の入院又は3ヶ月以上の入院が見込まれると診断された場合には、本契約を解約することができます。
- 3 契約者が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解除されたものとします。
- 5 第9条第5項の規定は、本条に準用されます。

(契約者からの契約解除)

第22条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第23条 事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当した場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第9条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者が連続して3ヶ月を超え、病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第24条 本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(利用者の入院に係る取扱い)

第25条 利用者が病院又は診療所に入院し3ヶ月以内に退院した場合は、退院後も再び施設に入所できるものとします。

- 2 前項における入院期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
- 3 第23条第四号による事業者からの契約の解除があつた場合であっても、利用者が退院すれば、退院後も、再び施設に優先的に入所できるよう努めるものとします。
又、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

(居室の明渡し及び利用料金の支払い)

第26条 第20条により本契約が終了する場合において、契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第14条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行したうえで、利用者の居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しな

い場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書、別紙「利用料金表」に定める）を事業者に対し支払うものとします。

- 3 契約者が第24条第1項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第9条第5項を準用します。

（残置物の引取等）

- 第27条** 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く）がある場合には、契約者にその旨を連絡するものとします。
- 2 契約者は、前項の連絡を受けた後1週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、契約者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨を連絡するものとします。
 - 3 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。

（一時外泊）

- 第28条** 利用者は、事業者の同意を得たうえで、概ね1週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始の2日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第7章 その他

（苦情処理）

- 第29条** 事業者は、その提供したサービスに関する、利用者又は契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応しサービスの向上及び改善に努めます。
- 2 事業者は、利用者が苦情申立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
 - 3 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

（事故・緊急時の対応）

- 第30条** 事業者は、サービスの提供を行っているとき、利用者の怪我や体調の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど適切な措

置を講じます。

(協議事項)

第31条 本契約に定められていない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、事業者、契約者及び利用者と誠意をもって協議するものとします。

改版記録

(履歴は管理台帳による)


第5版 この規程は、令和3年8月24日から施行する。

以上のとおり、契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、身元引受人、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 住 所 秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86番地12

事業者名 社会福祉法人若美さくら会
特別養護老人ホーム和幸苑

代表者名 理事長 大淵 金広 

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印